



島根県報

平成17年 3月31日 (木)
号外 第 50 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	1
告 示		
職員の研修に関する事務の受託 (2 件)	(人 事 課)	12
町の区域の設定及び字の名称の変更	(市 町 村 課)	14
字の名称の変更及び字の区域の廃止	(")	15
公平委員会の事務の受託	(")	16
八束郡及び松江市の人口	(")	17
奥出雲町の人口	(")	17
ふるさと島根の景観づくり条例第 2 章第 2 節の規定を適用しない区域の指定の一部改正	(景 観 自 然 課)	17
漁港の指定内容の変更 (5 件)	(漁港漁場整備課)	18
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	20

公布された条例等のあらまし

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則 (規則第74号)

- 1 規則の概要
 - (1) 自動車保管場所の使用等に関する規定を設けることとした。
 - (2) 県立大学の教育職員等に関する規定を整備することとした。
- 2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第74号

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舍管理規則 (昭和43年島根県規則第33号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号に次のように加える。

ウ 県立学校の職員定数条例 (昭和31年島根県条例第35号) 第 2 条に掲げる県立大学の教育職員、事務職員、技術職員その他の職員

第 2 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 自動車保管場所 前項に規定する工作物及び附帯する設備のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として宿舎に入居する職員に使用させるため県が設置するものをいう。

第3条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自動車保管場所を使用する職員の選考に関すること。

第6条の次に次の1条を加える。

（自動車保管場所の貸与の承認）

第6条の2 前条第1項の承認を受けた者は、1区画に限り、自動車保管場所の貸与を申請することができる。

2 前項の規定により自動車保管場所の貸与の申請をしようとする者は、自動車保管場所貸与申請書（様式第2号の2）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、自動車保管場所貸与承認書（様式第2号の3）を交付するものとする。

第7条中「前条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（自動車保管場所使用開始届）

第8条の2 第6条の2第2項の承認を受けた者は、自動車保管場所使用開始届（様式第3号の2）を知事に提出しなければならない。

第9条第1項中「以下」を「この条、第16条及び第17条において「宿舎の」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「貸付料」を「宿舎の貸付料」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第9条の2 前条の規定は、第6条の2第2項の承認を受けた自動車保管場所の貸付料について準用する。この場合において、第9条第2項中「宿舎に入居し、又は退去した」とあるのは「自動車保管場所の使用を開始し、又は中止した」と、同条第3項中「宿舎に入居した」とあるのは「自動車保管場所の使用を開始した」と読み替えるものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

（自動車保管場所の区画変更の承認）

第14条の2 第6条の2第1項の承認を受けた者で自動車保管場所の区画の変更を受けようとするものは、自動車保管場所区画変更申請書（様式第5号の2）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、自動車保管場所区画変更承認書（様式第5号の3）を交付するものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、変更前の区画に係る自動車保管場所使用中止届（様式第5号の4）及び変更後の区画に係る自動車保管場所使用開始届を知事に提出しなければならない。

第15条の見出し中「明渡し」を「明渡し等」に改め、同条第1項中「提出しなければならない。」の次に「この場合において、その者が自動車保管場所の貸与を受けているときは、自動車保管場所使用中止届を併せて提出しなければならない。」を加え、同項ただし書中「当該宿舎」の次に「（貸与を受けた自動車保管場所を含む。）」を加える。

第16条中「貸付料」を「宿舎の貸付料及び自動車保管場所の貸付料（自動車保管場所の貸与を受けた者に限る。）」に改める。

第17条第1号中「貸付料」を「宿舎の貸付料」に改める。

様式第1号中「有り」を「有」に、「無し」を「無」に、

「6 所属長意見

年 月 日 所属長名 印

を

「6 自動車の帯同状況

有（ア 普通自動車 イ 軽自動車） 無

7 所属長意見

年	月	日	所属長名	印
---	---	---	------	---

に改める。

様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第2号の2(第6条の2関係)

年 月 日

島根県知事 様

所 属 名

職 氏 名

印

自 動 車 保 管 場 所 貸 与 申 請 書

自動車保管場所の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 宿 舎 名

2 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車

様式第 2 号の 3 (第 6 条の 2 関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

自 動 車 保 管 場 所 貸 与 承 認 書

年 月 日付で申請のあった自動車保管場所の貸与については、島根県職員宿舎管理規則第 6 条の 2 第 2 項の規定により下記のとおり承認します。

記

1 宿 舎 名

2 自動車保管場所 区画番号 番

3 貸 付 料 月額 円

4 附 帯 事 項

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 8 条の 2 関係)

年 月 日

島根県知事 様

自動車保管場所使用開始届

自動車保管場所の使用を開始するので下記のとおり届け出ます。

なお、使用に当たっては島根県職員宿舍管理規則を遵守します。

記

カード											
0	3										
所 属				氏 名				④			
所属コード				職員番号							
自動車保管場所 区画番号				宿舎(寮)				番			
自動車保管場所 区画コード				使用開始年月日 (和暦)							
特例料金											
フリガナ 所 属 (部外者の場合記入)				フリガナ 氏 名 (部外者の場合記入)							
処理コード											

- (注) 1 太枠は記入しないこと。
 2 職員番号のない人は、999999を記入すること。

様式第5号の次に次の3様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第14条の 2 関係)

年 月 日

島根県知事 様

所 属 名

職 氏 名

印

自 動 車 保 管 場 所 区 画 変 更 申 請 書

貸与を受けた下記の自動車保管場所について、区画の変更を受けたいので申請します。

記

1 宿 舎 名

2 自動車保管場所 区画番号 番

3 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車

様式第5号の3(第14条の2関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

自動車保管場所区画変更承認書

年 月 日付けで申請のあった自動車保管場所の区画の変更については、島根県職員宿舍管理規則第14条の2第1項の規定により下記のとおり承認します。

記

1 宿 舎 名

2 自動車保管場所 区画番号 番

3 貸 付 料 月額 円

4 附 帯 事 項

様式第 5 号の 4 (第 14 条の 2 関係)

年 月 日

島根県知事 様

自動車保管場所使用中止届

下記のとおり自動車保管場所の使用を中止したので届け出ます。

記

カード											
0	4										
所 属				氏 名				④			
所属コード				職員番号							
自動車保管場所 区画番号				宿舎(寮) 番							
自動車保管場所 区画コード				使用中止年月日 (和暦)							
特例料金											
フリガナ 所 属 (部外者の場合記入)				フリガナ 氏 名 (部外者の場合記入)							
処理コード											

(注) 1 太枠は記入しないこと。

2 職員番号のない人は、999999を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正後の島根県職員宿舍管理規則（以下「改正後の規則」をいう。）第2条第3号ウに掲げる職員で宿舍の貸与を受けているものは、改正後の規則第6条第1項の承認を得て貸与を受けている者とみなす。

3 知事が別に定める宿舍に入居する職員の自動車保管場所の貸付料については、この規則の施行の日から平成17年6月30日までの間は、改正後の規則第9条の2の規定は、適用しない。

4 この規則による改正前の島根県職員宿舍管理規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

告 示

島根県告示第433号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により松江市の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 松江市（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を、島根県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度市長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を市長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち、委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の出納閉鎖後すみやかに市長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を市長に通知するものとする。

第6条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、すみやかに甲に還付しなければならない。

(連絡会議)

第7条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程等を改正した場合の措置)

第 8 条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、すみやかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成17年 3月31日から施行する。

島根県告示第434号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第 1 項の規定に基づき、次の規約により奥出雲町の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成17年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

奥出雲町の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 奥出雲町 (以下「甲」という。) は、職員の研修に関する事務の一部 (以下「委託事務」という。) の管理及び執行を、島根県 (以下「乙」という。) に委託する。

(経費の負担)

第 2 条 委託事務の管理及び執行に要する経費 (以下「委託費」という。) は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度町長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第 3 条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第 4 条 知事は、各年度において、前条の予算のうち、委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の出納閉鎖後すみやかに町長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第 5 条 知事は、地方自治法第233条第 6 項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を町長に通知するものとする。

第 6 条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、すみやかに甲に還付しなければならない。

(連絡会議)

第 7 条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程等を改正した場合の措置)

第 8 条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、すみやかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成17年 3月31日から施行する。

島根県告示第435号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松江市長職務執行者から次のとおり町の区域を新たに画し、字の名称を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の設定及び字の名称の変更の効力は、平成17年3月31日から生ずる。

平成17年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 本市において新たに町の区域を画する区域

町 名	区 域
鹿島町	旧八束郡鹿島町の区域
島根町	旧八束郡島根町の区域
美保関町	旧八束郡美保関町の区域
八雲町	旧八束郡八雲村の区域
玉湯町	旧八束郡玉湯町の区域
宍道町	旧八束郡宍道町の区域
八束町	旧八束郡八束町の区域

2 本市において字の名称を変更する区域

現 在 の 字 名	変 更 後 の 字 名
大字恵曇町	恵曇
大字古浦	古浦
大字手結	手結
大字片句	片句
大字武代	武代
大字佐陀本郷	佐陀本郷
大字佐陀宮内	佐陀宮内
大字名分	名分
大字南講武	南講武
大字北講武	北講武
大字上講武	上講武
大字御津	御津
大字大芦	大芦
大字加賀	加賀
大字野波	野波
大字多古	多古
大字野井	野井
大字笠浦	笠浦
大字千酌	千酌
大字北浦	北浦
大字菅浦	菅浦
大字片江	片江
大字七類	七類
大字諸喰	諸喰

大字雲津	雲津
大字下宇部尾	下宇部尾
大字森山	森山
大字福浦	福浦
大字美保関	美保関
大字日吉	日吉
大字東岩坂	東岩坂
大字西岩坂	西岩坂
大字熊野	熊野
大字平原	平原
大字布志名	布志名
大字湯町	湯町
大字林村	林
大字玉造	玉造
大字大谷	大谷
大字穴道	穴道
大字伊志見	伊志見
大字佐々布	佐々布
大字白石	白石
大字昭和	昭和
大字西来待	西来待
大字東来待	東来待
大字上来待	上来待
大字昭和新田	昭和新田
大字波入	波入
大字入江	入江
大字二子	二子
大字寺津	寺津
大字亀尻	亀尻
大字馬渡	馬渡
大字遅江	遅江
大字江島	江島

島根県告示第436号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、奥出雲町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更し、字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の名称の変更及び字の区域の廃止の効力は、平成17年3月31日から生ずる。

平成17年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 本町において字の名称を変更する区域

現 在 の 字 名	変 更 後 の 字 名
大字佐白	佐白
大字八代	八代
大字馬馳	馬馳
大字上三所	上三所
大字三成	三成
大字高尾	高尾
大字三所	三所
大字亀嵩	亀嵩
大字郡村	郡村
大字高田	高田
大字上阿井	上阿井
大字下阿井	下阿井
大字三沢	三沢
大字鴨倉	鴨倉
大字河内	河内
大字横田	横田
大字中村	中村
大字稲原	稲原
大字大呂	大呂
大字竹崎	竹崎
大字下横田	下横田
大字八川	八川
大字大谷	大谷
大字大馬木	大馬木
大字小馬木	小馬木

2 本町において字を廃止する区域

大 字	廃 止 す る 字
横田	横田の区域内のすべての字
中村	中村の区域内のすべての字
稲原	稲原の区域内のすべての字
大呂	大呂の区域内のすべての字
竹崎	竹崎の区域内のすべての字
下横田	下横田の区域内のすべての字
八川	八川の区域内のすべての字
大谷	大谷の区域内のすべての字
大馬木	大馬木の区域内のすべての字
小馬木	小馬木の区域内のすべての字

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、次の規約により奥出雲町の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成17年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

奥出雲町の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第 1 条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、奥出雲町（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第 2 条 乙が前条の規定による委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年 3 月31日から施行する。

島根県告示第438号

平成17年 3 月31日から松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町及び同郡八束町を廃し、その区域をもって松江市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第 1 項の規定により八束郡の人口を、同令第177条第 1 項の規定により松江市の人口を次のとおり告示する。

平成17年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡 12,275人

松江市 199,289人

島根県告示第439号

平成17年 3 月31日から仁多郡仁多町及び同郡横田町を廃し、その区域をもって同郡奥出雲町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第 1 項の規定により奥出雲町の人口を次のとおり告示する。

平成17年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

奥出雲町 16,689人

島根県告示第440号

ふるさと島根の景観づくり条例第 2 章第 2 節の規定を適用しない区域の指定（平成 4 年島根県告示第648号）の一部を次のように改正し、平成17年 3 月31日から施行する。

平成17年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 号中「（平成 6 年松江市条例第30号）」を「（平成17年松江市条例第336号）」に改め、第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号中「（昭和48年津和野町条例第16号）」第 5 条を「（平成 9 年津和野町条例第 9 号）第14条」に改

め、同号を第4号とする。

島根県告示第441号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、御津漁港の所在地及び区域の水域を次のように変更する。

平成17年3月31日

島根県知事 澄田信義

1 所在地

松江市

2 水域

松江市鹿島町御津字藤尾1255番地先に設置された標柱（イ点）から310度30分522メートルの地点（口点）に引いた線（イ線）、口点から同町御津字魚見山2098番地先に設置された標柱（八点）に引いた線（口線）及び陸岸により囲まれた海面

島根県告示第442号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、加賀漁港の所在地及び区域の水域を次のように変更する。

平成17年3月31日

島根県知事 澄田信義

1 所在地

松江市

2 水域

松江市島根町加賀269番地先西防波堤基部中心から227度65メートルの地点をイ点とし、イ点から桂島南西端（口点）に引いた線（イ線）、口点から馬島南西端に引いた線、馬島北端から同町加賀潜戸鼻西端に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

島根県告示第443号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、瀬崎漁港の所在地並びに区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成17年3月31日

島根県知事 澄田信義

1 所在地

松江市

2 水域

松江市島根町野波字濱3596番1地先北護岸基部中心（基点）から0度140メートルの地点をイ点とし、イ点から80度に陸岸まで引いた線（イ線）、基点から167度390メートルの地点を口点とし、口点から65度に陸岸に引いた線（口線）及び陸岸により囲まれた海面

3 陸域

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定する口線、同欄に規定するイ点から188度150メートルの地点（八点）に引いた線、八点から235度80メートルの地点（二点）に引いた線、二点から165度に引いた線と県道松江鹿島美保関線の水域側

線との直近の交点をホ点とし、二点からホ点に引いた線、同欄に規定する口点から245度に引いた線と同県道の水域側線との交点をへ点とし、口点からへ点に引いた線、ホ点から同県道の水域側線路に沿いへ点に至る線及び水際線により囲まれた地域

島根県告示第444号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、美保関漁港の所在地並びに区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成17年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 所在地

松江市

2 水域

松江市美保関町美保関270番 1 地先東防波堤基部中心を中心とする半径500メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面

3 陸域

水域円弧の延長線、同円弧の西側延長線と県道境美保関線の海側線との直近の交点をイ点とし、イ点から同県道の海側線に沿い松江市美保関町美保関661番地先に設置された標柱（口点）に至る線、口点から同町美保関662番地先に設置された標柱（八点）に引いた線、八点から354度122メートルの地点（二点）に引いた線、二点から54度100メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から112度150メートルの地点（へ点）に引いた線、へ点から146度183メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から165度に引いた線と同県道の海側線との交点をチ点とし、ト点からチ点に引いた線、同円弧の東側延長線と同県道の海側線との交点をリ点とし、チ点から同県道の海側線に沿いリ点に至る線及び水際線により囲まれた地域

島根県告示第445号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、笠浦漁港の所在地並びに区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成17年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 所在地

松江市

2 水域

松江市美保関町笠浦北防波堤基部中心から79度30分340メートルの地点をイ点とし、イ点から193度30分150メートルの地点（口点）に引いた線（イ線）、口点から227度30分に引いた線と市道笠浦幹線の海側線との交点を八点とし、口点から八点に引いた線（口線）及び陸岸により囲まれた海面

3 陸域

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定する口線、同欄に規定するイ点から331度30分98メートルの地点（二点）に引いた線、二点から314度85メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から266度30分110メートルの地点（へ点）に引いた線、へ点から237度95メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から206度30分100メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から292度30分93分メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から250度30分168メートルの地点（又点）に引いた線、又点から179度に引いた線と市道笠浦幹線の海側線との交点をル点とし、又点からル点に引いた線、同欄に規定する八点から同市道の海側線に沿いル点に至る線及び水際線により囲まれた地域

島根県告示第446号

島根県県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

表中邑智郡邑南町の項を削る。